

令和5年度
経営発達支援事業評価委員会 次第

日 時 / 令和5年8月25日(金) 9:30~
場 所 / 米沢商工会議所3F会議室

1. 開 会

2. 挨拶 / 米沢商工会議所 副会頭 太田 紀 男

3. 会議内容

1) 本委員会役員の選任について【審議】

2) 経営発達支援計画の概要について【説明】

3) 令和4年度事業報告および令和5年度事業進捗状況【説明】

4) 各委員からの意見および提言等【評価】

5) その他【連絡】

4. 閉 会

経営発達支援事業
評価委員会 構成員名簿

【評価委員】

(順不同・敬称略)

No.	所属名称	役職	委員氏名	出欠	備考
1	大澤一雄税理士事務所	所 長	大 澤 一 雄	○	
2	高橋輝司法書士事務所	所 長	高 橋 輝	○	
3	協同組合 労研センター	理 事 長	高 橋 百 栄	○	
4	株式会社 きらやか銀行米沢支店	支 店 長	国 井 知 秀	○	
5	国立大学法人 山形大学工学部	副学部長	伊 藤 浩 志	○	
6	山形県置賜総合支庁産業経済部	部 長	佐 藤 佳 子	○	

◎委員長 ○副委員長

【事業実施者】

＜米沢商工会議所（事業実施主体）＞

No.	所属・役職等	氏名	出欠	備考
1	米沢商工会議所 副会頭	太 田 紀 男	○	担当副会頭
2	米沢商工会議所 専務理事	安 部 徹	○	
3	米沢商工会議所 事務局長・総務企画部長	田 中 明 子	○	
4	米沢商工会議所 参事	高 橋 大 輔	○	
5	米沢商工会議所中小企業振興部 部長	須 貝 真 一	○	
6	米沢商工会議所中小企業振興部 課長	安 部 憲 明	○	法定経営指導員
7	米沢商工会議所中小企業振興部 マネージャー	数 間 美 幸	○	
8	米沢商工会議所中小企業振興部	加 藤 栄 樹	○	法定経営指導員
9	米沢商工会議所中小企業振興部	佐々木 成 美	○	
10	米沢商工会議所中小企業振興部	遠 藤 憲 隆	○	

＜米沢市＞

No.	所属・役職等	氏名	出欠	備考
1	米沢市産業部 部長	安 部 晃 市	×	
2	米沢市産業部商工課 課長	我 妻 重 義	×	
3	米沢市産業部商工課 商業振興主査	岡 野 真 利 子	○	

経営発達支援事業評価委員会 設置規程

(目的)

第1条 本委員会は、「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(略称：小規模事業者支援法、平成5年5月21日 法律第51号、令和元年6月5日一部改正法律第21号、以下「法」という)」第7条第1項から3項の規定に基づき、米沢商工会議所ならびに米沢市(以下「事業実施者」という)が策定した支援計画について、法第7条第6項各号の規定要件適合により経済産業大臣の認定を受け、事業実施者が行う「経営発達支援事業(以下支援事業という)」について、実施状況および成果等の評価を行うとともに、米沢地区内小規模事業者の持続的な発展に向けて、事業実施者がより効果の高い支援を講じることを目的として設置する。

(名称)

第2条 本委員会は、経営発達支援事業評価委員会(以下評価委員会)と称する。

(活動)

第3条 評価委員会は、その目的を達成するため、次の活動を行なう。

- (1) 事業実施者が計画する支援計画の把握
- (2) 事業実施者が行う支援事業の状況および成果の確認および評価
- (3) 支援事業の一部あるいは全部に関わる意見または提案および助言
- (4) 支援事業の一部あるいは全部に関わる是正または廃止の提言
- (5) 支援事業に関する情報および意見の交換
- (6) 前各号のほか、地区内小規模事業者支援に係る事業に関すること

(構成)

第4条 評価委員会は次の者をもって構成する。

- (1) 評価委員 6名
 - ・山形県置賜総合支庁(産業経済主管部) 1名
 - ・税理士 1名
 - ・社会保険労務士 1名
 - ・司法書士 1名
 - ・金融機関 1名
 - ・山形大学工学部教授または准教授 1名
- (2) 事業実施者 11名
 - ・法定経営指導員 2名
 - ・米沢商工会議所 6名
 - ・米沢市 3名

(委員)

第5条 評価委員会を構成する委員は第4条各号に該当するものから事業実施主体である米沢商工会議所会頭の指名により委嘱する

(委員の解任)

第6条 委員は次の場合に解任することができる。

- (1) 第4条の規定に該当しないこととなった場合
- (2) 委員による退任申し出(意思表示)があり、米沢商工会議所会頭が解任を認めた場合

(3) 天災地変の発生や社会情勢および経済情勢に激変が生じたことにより、米沢商工会議所会頭が解任を妥当と判断した場合

(4) 前各号のほか、実態と実情に照らし合わせて、米沢商工会議所会頭が解任を妥当と判断した場合

(役員)

第7条 評価委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 若干名

(役員職務)

第8条 役員職務は次に掲げるとおりとする。

- (1) 委員長は評価委員会を代表し、委員会を総理する
- (2) 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、または委員長が欠けたときはその職務を代理する

(役員選任)

第9条 役員選任は、その任期が満了となった直後に行われる会議において、委員間での互選により選任する。

(役員任期)

第10条 役員任期は1年とし、再任を妨げない。

- 2 任期が満了になった時点において次期役員選任が行われていない場合には、次期役員が選任される期間までを在任とする。
- 3 役員欠員等により、補欠として選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第11条 評価委員会の会議(以下「会議」という)は年1回開催し、支援計画内容、支援事業の実施状況および成果を確認、評価するほか、役員選出、その他必要と認められる事項を協議する。

- 2 会議は委員長が招集し、その議長となる。
- 3 会議での議決を要する議案については、委員の過半数の出席で議決が成立するものとし、出席委員の過半数をもって決議し、賛否同数のときは委員長の決するところによる。
- 4 その他会議の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

(事業年度)

第12条 評価委員会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事務局)

第13条 評価委員会の事務局は事業実施主体である米沢商工会議所中小企業振興部に置く。

(補則)

第14条 この規定に定めるもののほか、評価委員会に関する必要な事項は、会議の承認を得た後、米沢商工会議所会頭の承認により、別に定める。

附 則

1. この規程は、平成28年2月3日より実施する。
2. この改正規程は、令和2年10月20日より実施する。

経営発達支援計画とは

経営発達支援事業の経緯（ガイドラインより）

地域の経済や雇用を支える小規模事業者は、人口減少、経営者の高齢化等の我が国経済社会の構造変化により、需要の低下、売上の減少など厳しい経営環境に直面しております。

そのような経営環境において、小規模事業者が持続的に事業を発展させるためには、国内外の需要の動向や自らの強み等を分析し、新たな需要を獲得するために事業を再構築することが必要です。

これらを踏まえ、平成26年6月に「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の一部を改正する法律」（平成26年法律第95号）が成立し、同年9月26日に施行されました。

具体的には、商工会又は商工会議所がこれまで行ってきた経営改善普及事業の中に、小規模事業者の経営の発達に特に資するものとして「経営発達支援事業」を新たに位置付けることで、小規模事業者の経営戦略に踏み込んだ支援を実施することになりました。



小規模事業者の「売上アップ」を支援

1

参考) 小規模事業者とは

小規模事業者（小規模企業者）の定義（中小企業庁HPより）

業種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)		小規模企業者
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数	常時使用する従業員の数
①製造業、建設業、運輸業 その他の業種(②~④を除く)	3億円以下	300人以下	20人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

- ・ 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（小規模事業者支援法）、中小企業信用保険法、小規模企業共済法の3法においては、政令により宿泊業及び娯楽業を営む従業員20人以下の事業者を小規模企業としております。

2

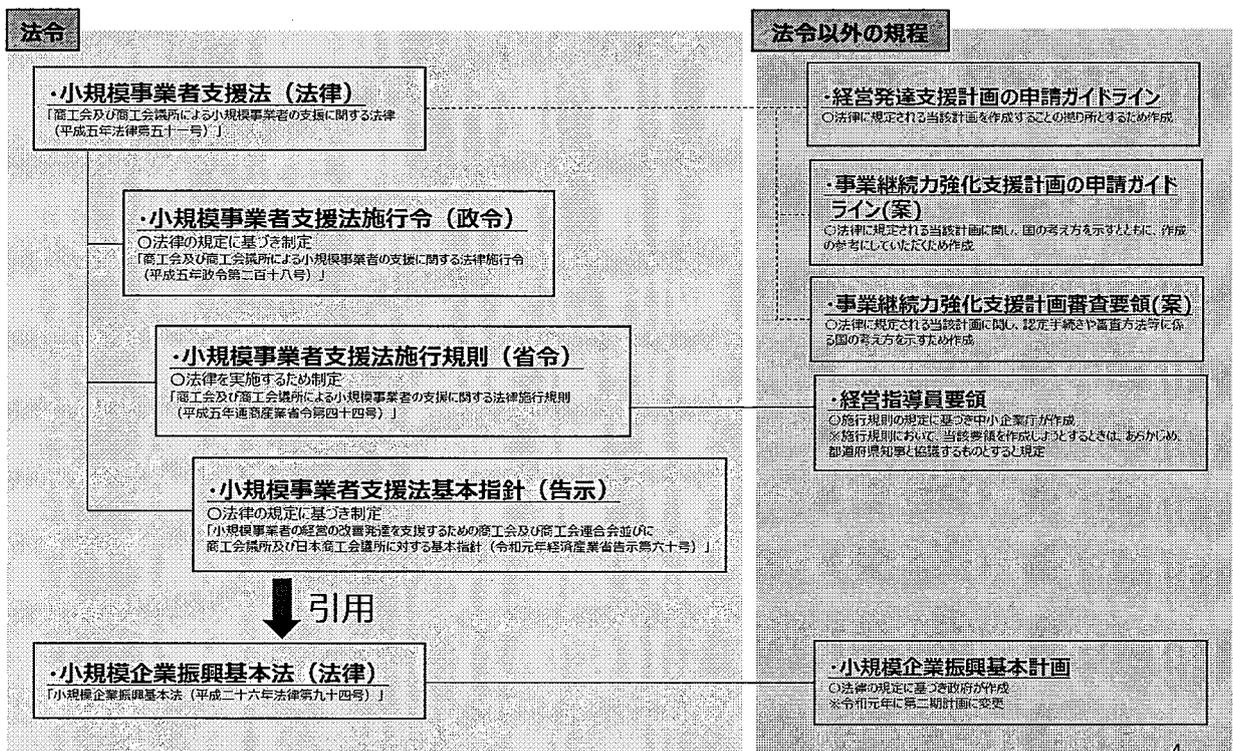
小規模事業者の売上アップ支援の方法



3

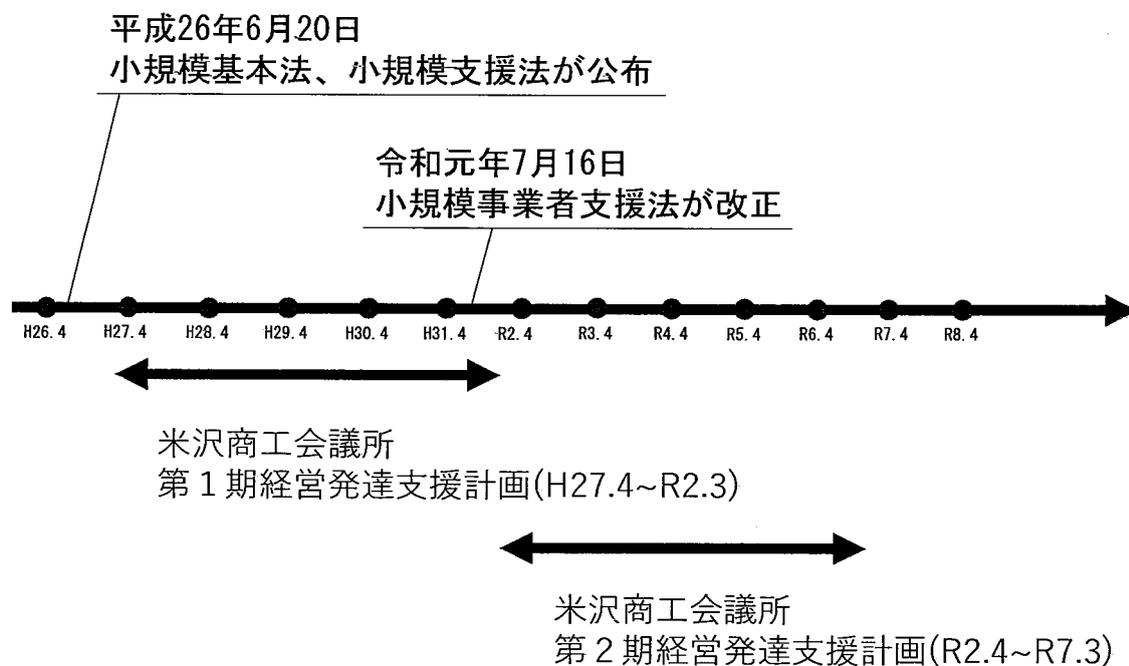
経営発達計画の根拠法

小規模事業者支援法(※)に関する規定に係る関係図
 ※正式名称：商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成五年法律第五十一号）



4

経営発達支援計画の時間軸



5

小規模事業者支援法改正に伴う変更点

経営発達支援計画の変更点

(1) 市町村との連携

これまでの経営発達支援計画は、商工会又は商工会議所が単独又は共同で作成する仕組みであったが、改正法の施行後は、**関係市町村と共同で計画を作成し申請**。
また、**都道府県知事**は申請計画に対して、意見を言えるようになった。(国に対して意見添付が必須となった)

(2) 法定経営指導員の関与

経営発達支援計画の記載事項のうち、「実施体制」については、従来、経営発達支援事業の実施に携わる体制を記載することとしていたが、改正法の施行後は、いわゆる「**法定経営指導員**」が**計画の作成から実施段階に至るまで、きちんと関与**することが必須となった。

(3) フォローアップ項目の記載事項の追加

経営発達支援計画の記載事項のうち、「事業計画策定後の実施支援（いわゆる「フォローアップ」）」については、従来、フォローアップを行う「**対象事業者数**」及び「**その頻度**」を目標として掲げることとしていたが、改正法の施行後は、それらに加え、**支援した事業者の収益や利益率の増加等を目標に掲示**。

(4) 経営発達支援事業の状況報告

従来実施していた「**経営発達支援事業実施状況調査**（例年6月頃実施）」については、エクセルシートでのアンケート方式を改め、経営発達支援事業により支援した**事業者の支援履歴、国等の施策の利用状況、売上や利益率等の財務情報等**について、**国に報告**する。

(5) 「2期目」の考え方

経営発達支援計画の認定を受けた商工会議所・商工会が、計画期間終了に伴い、改めて認定申請を行う場合、「**2期目**」と呼称し、1期目の事業実施の評価等をどのように反映したのかについて記載していたが、法改正により、本計画は商工会議所・商工会が**関係市町村と共同で作成する「新たな計画」となることから、いわゆる「旧計画（1期目）」に基づく事業実施の評価等についての記載は審査要件ではなくなる**。

6

参考) 法定経営指導員とは

いわゆる法定経営指導員について①

● 要件

(1) 7条5項の経営指導員（「経営発達支援計画」上の経営指導員）

- 商工会若しくは商工会連合会又は商工会議所若しくは日本商工会議所
その他商工会議所を構成員とする団体の**役員又は職員である者**
- 直近5年以内に**中小企業診断士試験規則に規定する科目に係る基礎的知識に関する講習を修了した者**
- 直近5年以内に**行政事務に係る基礎的知識に関する講習を修了した者**
- 小規模事業者の経営に係る指導及び助言に関する三年以上の実務の経験を有する者
- 各欠格事由（刑罰、暴力団等）に該当しない者

(2) 5条5項の経営指導員（「事業継続力強化支援計画」上の経営指導員（後述））

- 7条5項の経営指導員の要件を満たす者
- 直近5年以内に**事業継続力強化に係る効果的かつ適切な指導を行うために必要な基礎的知識及び能力に関する講習を修了した者**

7

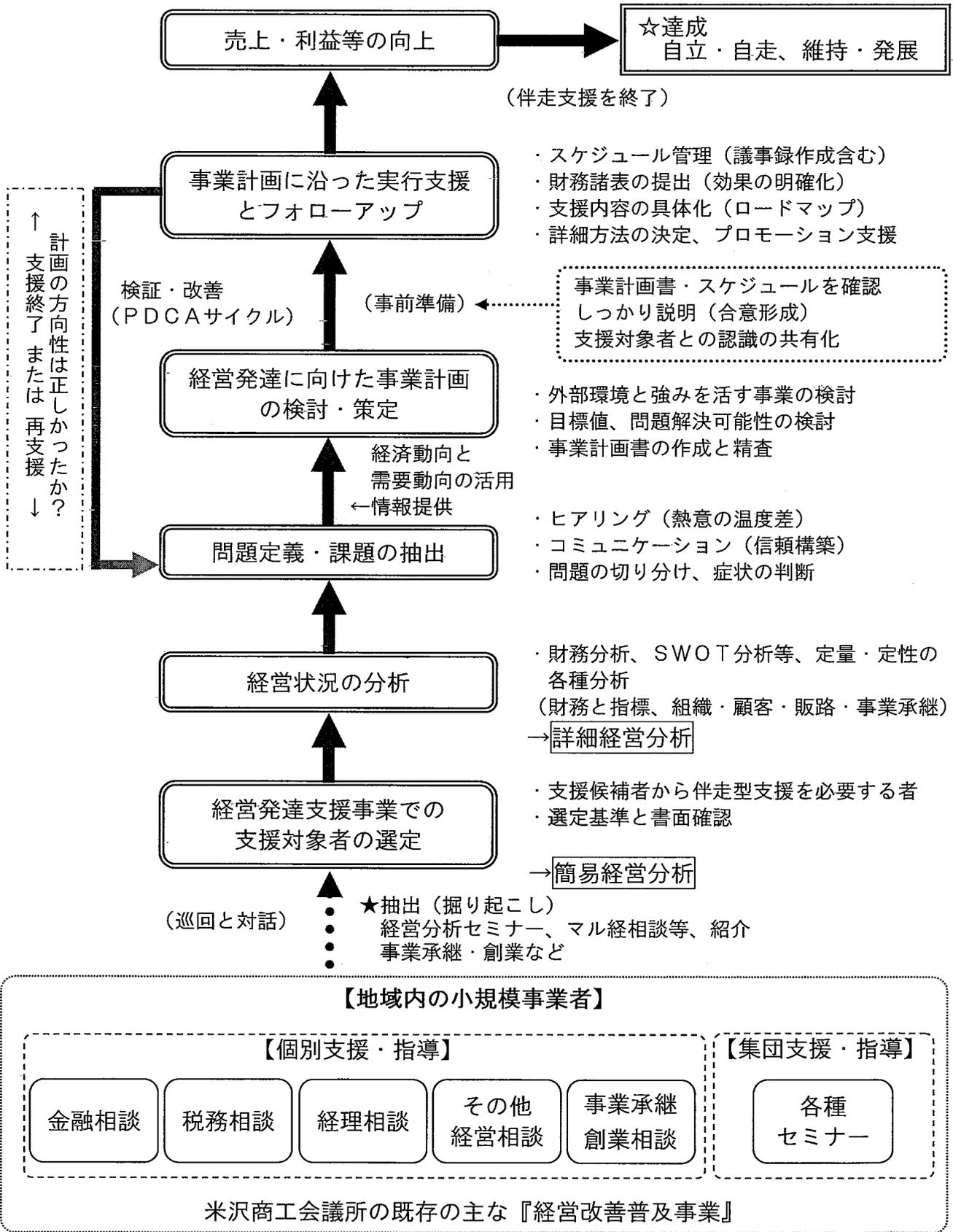
経営発達支援計画認定状況

(株)エイチ・イーエル提供

	全体の認定状況			商工会の認定状況			商工会議所の認定状況		
	商工団体	認定団体	認定率	商工会	認定団体	認定率	商工会議所	認定団体	認定率
北海道	194	173	89.18%	152	152	100.00%	42	21	50.0%
東北	277	269	97.11%	232	227	97.84%	45	42	93.33%
関東	614	549	89.41%	477	428	89.73%	137	121	88.32%
中部	218	211	96.79%	154	153	99.35%	64	58	90.63%
近畿	230	198	86.09%	159	143	89.94%	71	55	77.46%
中国	164	161	98.17%	113	111	98.23%	51	50	98.04%
四国	113	113	100.00%	86	86	100.00%	27	27	100.00%
九州	302	286	94.70%	228	227	99.56%	74	59	79.73%
沖縄	38	37	97.37%	34	34	100.00%	4	3	75.00%
合計	2,150	1,997	92.88%	1,635	1,561	95.47%	515	436	84.66%

※弊社が独自に調査した結果であり、正確な結果でない可能性があります。

地域の元気を体現できる小規模事業者をサポートする
 ～小規模事業者の元気を見る化し、地域に広げていく～



令和4年度「経営発達支援事業」実績報告

1. 目的（要旨）

「地域の元気を体現できる小規模事業者をサポートする」ため、地域及び地域内事業者の現状と課題、中長期的視点に立った小規模事業者の振興のあり方を踏まえ、事業に取り組む。

2. 事業内容報告

(1) 地域の経済動向調査に関すること

地域の経済動向の現状把握、小規模事業者が調査結果を活用できるよう、広く情報提供するとともに、支援対象者への経営発達支援の基礎資料として活用する。

①米沢版小規模 LOB0 調査

・目標 4回 実施 4回

②全国商工会議所早期景気観測調査（LOB0 調査）

・目標 12回 実施 12回

③国（RESAS 等）のビッグデータ活用（日本商工会議所との連携）

・目標 1回 実施 0回

④買い物動向調査（山形県との共同実施）

・令和4年度実施なし

⑤通行量調査（米沢市との共同実施）

・目標 1回 実施 1回

(2) 経営状況の分析に関すること

地域内小規模事業者から支援対象者を掘り起こし、経営状況の把握と意思確認を行い、信頼関係を構築しながら課題を抽出し、ITを活用した経営分析結果を事業者に提供する。

①簡易分析対象者

・目標 100件選定 実施 100件

②詳細分析対象者

・目標 50件選定 実施 60件

(3) 事業計画作成支援に関すること

地域の経済動向などの外部環境と内部の強み・弱みを踏まえ、経営分析によって得られた結果を基に有効性を認識した上で、売上・利益拡大に資する事業計画の策定を事業者と伴に行う。

①事業計画作成セミナーの実施

・目標 参加者 30人 実施 25人

②創業塾の実施

・目標 参加者 10人 実施 9人

③事業計画策定件数

・目標 策定件数 50件 実施 64件（事業承継等 4件）

(4) 事業計画策定後の実施支援に関すること

事業者との合意形成など事前準備の上、計画に沿った進捗チェック・スケジュール管理等を行い、着実な事業実施に導く。また、計画と成果を評価・検証する PDCA サイクルに基づき、継続してフォローアップする。

①フォローアップ対象事業者と頻度

・目標 50者 実施 60者

・目標 200回 実施 276回

(5) 需要動向調査に関すること

事業者ごとの社会的ニーズを捉えるため、地域イベントや施設の来場者を対象に地域内外の消費者や取引先の需要動向を直接調査・分析し、事業者にフィードバックする。マーケットインの考え方で事業計画の策定に反映する。

①逸品研究会でのアンケート調査

・目標 150 標本 実施 175 標本

②わっさマルシェ（Y-1 グルメグランプリの代替）でのアンケート調査

・目標 100 標本 実施 80 標本

③道の駅米沢でのアンケート調査

・目標 100 標本 実施 115 標本

④ビジネスマッチ東北でのアンケート調査

・新型コロナ感染拡大防止のため出展見合わせ

(6) 新たな需要の開拓に寄与する事業に関すること

提供する商品やサービス、業種に応じたPRを通じ、新たな需要の開拓のために消費者向けと事業者向けに分け、商談会への参加、サイトへの登録等、数多くのメニューを準備し、事業者の販路拡大を支援していく。

①一店逸品運動事業での販路拡大

・目標 5 者 実施 3 者

②まちなかゼミナールでの販路拡大

・目標 3 者 実施 3 者

③日本百貨店しょくひんかん（日商：地域うまいもんマルシェ）への出店

・新型コロナ感染拡大防止のため出展見合わせ

④米沢市のふるさと納税事業への登録

・目標 2 者 実施 2 者

⑤商談会、展示会への参加（専門家派遣等による支援）

・目標 3 者 実施 2 者

⑥米沢市ブランド推進事業の活用

・目標 2 者 実施 2 者

⑦ジェグテック（中小機構：マッチングサイト）活用事業

・目標 2 者 実施 0 者

主な制度を活用した（事業計画策定）支援実績

伴走支援での活用制度名		令和3年度	令和4年度	令和5年度 7月末状況
①持続化補助金 ※公募日の年度区切り	支援	【9回】 14	【4回】 6	【1回】 3
	採択	【9回】 12	【4回】 4	申請中
②山形県補助金 (パワーアップ補助金他)	支援	6	14	5
	採択	4	11	3
③やまチャレ助成金	支援	1	7	6
	採択	1	7	6
④米沢市創業補助金	支援	8	9	7
	採択	7	8	7
⑤米沢市新展開促進補助金	支援	21	53	-
	採択	21	51	-
⑥ものづくり商業・サービス 生産性向上促進補助金	支援	0	1	1
	採択	0	1	申請中
⑦事業再構築補助金	支援	13	2	1
	採択	7	0	申請中
⑧事業承継補助金	支援	1	1	0
	採択	0	0	0
⑨経営力向上計画	支援	0	0	0
	採択	0	0	0
⑩先端設備導入計画	支援	2	6	0
	認定	2	6	0
⑪中小企業経営革新計画	支援	0	1	1
	認定	0	1	1
伴走支援を講じた合計 (2段階部分は上段の数値)		66	100	24

■上記は「主な制度」の抜粋であり、その他の個別支援(相談)やセミナー開催などは含まない。

■経営発達支援計画では、年間50事業者への個社支援を数値目標としている。

事業計画作成セミナー、個別相談会実績報告

(1) 事業計画作成セミナー、個別相談会の実施

① 事業計画作成セミナー（3回実施）

【1回目】

日 時：令和4年11月 4日（金）14時00分～16時30分
場 所：米沢市 伝国の杜（米沢市丸の内1-2-1）
講 師：株式会社 エイチ・エーエル 鈴井 祐恭氏（経営コンサルタント）
受講者数：13名

【2回目】

日 時：令和4年11月29日（火）14時00分～16時30分
場 所：米沢市 伝国の杜（米沢市丸の内1-2-1）
講 師：株式会社 エイチ・エーエル 鈴井 祐恭氏（経営コンサルタント）
受講者数：15名

【3回目】

日 時：令和4年12月20日（火）14時00分～16時30分
場 所：米沢市 伝国の杜（米沢市丸の内1-2-1）
講 師：株式会社 エイチ・エーエル 菊地 亮太氏（中小企業診断士）
受講者数：12名（すべて小規模事業者）

【DXセミナー】

（1回目）

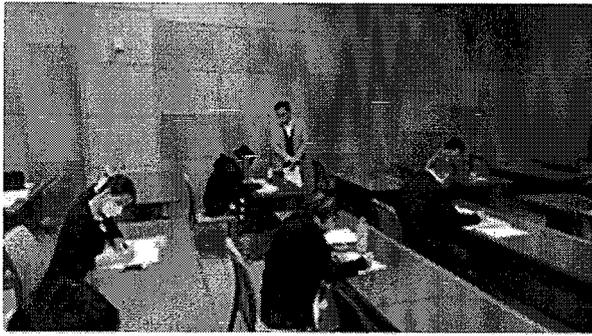
日 時：令和5年1月21日（土）13時30分～16時30分
場 所：米沢市 伝国の杜（米沢市丸の内1-2-1）
講 師：一般社団法人ウェブ解析士協会 八木暁史氏（ウェブ解析マスター）
主 題：Google MAPを使った集客術
受講者数：26名

（2回目）

日 時：令和5年2月18日（土）13時30分～16時30分
場 所：米沢市 伝国の杜（米沢市丸の内1-2-1）
講 師：一般社団法人ウェブ解析士協会 山本 和泉氏（ウェブ解析士）
主 題：SNSの有効活用とバナーの作成
受講者数：35名

② 事業計画作成セミナー 個別相談会

日 時：令和5年1月13日（金）10時00分～16時50分
場 所：米沢商工会議所（米沢市中央四丁目1-30）
講 師：株式会社 エイチ・エーエル 菊地 亮太氏（経営コンサルタント）
受講者数： 7名



【事業計画作成セミナー開催の様様(11/29)】



【個別相談会開催の様様(1/13)】

③セミナー開催の成果

【事業計画作成セミナー】

小規模事業者になぜ事業計画が必要なのか、その作成の意義と効果について講師が受講者に講演。事業計画は売上高や利益を増やすための計画とし、基本方針と行動計画を立て、自社が取り組む事業について項目、具体策、目標、責任者等を一覧化することが必要と話した。続いて受講者の現状を書き出すワークを行い、現状把握・経営分析をし、理想と現実のギャップを認識させた。

また、DXとは何か、DXに取り組む意義、ITとの違い、事例を含めた取り組みやすい内容についても学んだ。

講師は新たな取り組みの考え方としては、「マーケティング4P分析」を行ったうえで、事業計画を作り、SWOT分析と組み合わせて、自社に合う計画なのかを考えるべきと話した。マーケティングについてはある程度のセグメントはすべきだが、事業環境が激変する近年、臨機応変に対応することも重要とした。

そのうえで、事業計画ノート(1年ノート)を活用しながら、事業計画書を実際に作成した。

加えて、DXセミナーを別開催し、比較的安価で活用可能な、Googleの諸サービス、各SNSの使用方法などを学び、効率化のみならず、組織やプロセス・仕事の質の変化を促すように指導を行った。

【個別相談会】

事業計画作成セミナー参加者を対象に、自社の事業計画作成を行った事業者への個別指導を行った。まず、講師がセミナーで使用した1年ノートまたはワークシートに記載した計画内容を確認。販路開拓や設備計画・ブランディングなどその事業者が抱える問題を中心にしっかりと聴き取り、自社の強みを活かした計画づくりになるよう指導した。加えて、事業環境が目まぐるしく変わる中での価格設定・防衛策・経費削減策など事業継続につながる具体的な指導も併せて行った。

なお、1事業所に対し、1名の担当経営指導員を付け、講師の指導後、フォローアップを行っている。

【セミナー実施後のフォローアップ方法】

前年度実施後から、1年をかけて各経営指導員が支援希望の事業者を選定し、セミナー受講に繋げており、事業者の意識も非常に高い。そのため、事業者との相談・連絡もスムーズで着実なフォローアップを行うことができた。

また、今回初めてセミナーを受講する事業所には他参加者との意識(意欲)のずれが無いように手厚く内容の説明を行った。

個別相談会を希望した7事業所については重点支援先としてフォロー回数を多く取ったうえで実績数値を聞き取りし、経営支援基幹システムのBIZミルを活用しながら、種々の分析を行った。

なお、受講者の中には、過年度もしくは今年度の小規模事業者持続化補助金、山形県補助金、米沢市補助金等の採択を受けた受講者もいたことから、計画の実施状況も逐次確認し着実に実行できるように支援。不採択者にもフォローを行い、なぜ不採択であったのか講師とともに指導を行った。